

平成23年8月10日

原子力災害対策本部長 殿

浪江町長 馬場 有



警戒区域への一時立入の二巡目実施にかかる要望（浪江町）

警戒区域内への一時立入に関し、二巡目の実施方法について検討を進められていると考えます。一巡目を実施した経験を踏まえ、下記のとおり要望いたします。

1. 二巡目の一時立入を実施する際には、警戒区域への自由な立入を認める期間を1ヶ月あたり2週間程度設け、しばらくの間継続することを要望する。その際、人数や立入方法の制限をせず、自家用車等を活用して必要な物品の持ち出しができるよう、強く要請する。

※そもそも警戒区域は原子力発電所のプラントが安定していないことによる危険性により指定されていたもの。ステップ1の達成により、事故等の危険性が低くなったのであれば、警戒区域への自由な出入をある程度認めることが可能と考える。

2. その際には、防犯等の観点から、一巡目の体制以上に、警察等による警備に万全を尽くしていただきたい。また、立入をした際の急病人に備え、救急体制に万全を尽くしていただきたい。

3. なお、立入当日の警察等による警備を円滑に進めるため、一時立入の実施主体者（国、県、町のうちいずれか）が立入希望者に対し、許可証を発行することが必要と考える。

4. 一巡目の一時立入の方式には以下の問題点が存在。よって、二巡目実施に当たっては、同様の問題が起こらないよう検討していただきたい。

- ・マイクロバスで立入を行うため、一世帯あたり、70センチメートル四方の袋一枚程度に収納できる荷物のみ持ち出し可能と制限せざるをえなかった。この量は生活に必要な物品の持ち出しとしては全く不足。

- ・浪江町における希望者は一万人超となった。この希望人数を抱え、迅速かつ公平に立入を実施することは非常に困難。スケジュール上、立入が遅くなる住民からは多くの苦情（クレーム）が寄せられる結果となった。
- ・町役場の事務負担があまりにも過大。住民の立入データ管理、立入決定通知の送付、一時立入の方法に関する説明、立入する際のバスの添乗、苦情対応等、ほぼ全ての事務を町役場職員が対応することになった。事実、上記処理のため、一時立入担当の職員を多数配置せざるをえず、さらにそのすべての職員がほぼ不眠不休で対応した。このため、本来、町役場が進めるべき復旧・復興の議論に十分な人員を投入することができていない。（その割に持ち出せる荷物が70センチメートル四方の袋一枚程度ではコストに見合った結果が得られていない。）

以上要望します。